薬食発第0119001号
平成１７年　１月１９日

各都道府県知事　殿

厚生労働省医薬食品局長

「薬事法第５９条第６号及び第６１条第４号の規定に基づき成分の名称を記載しなければならないものとして厚生労働大臣が指定する医薬部外品及び化粧品の成分」の一部改正について

平成１７年１月１９日厚生労働省告示第４号により「薬事法第５９条第６号及び第６１条第４号の規定に基づき成分の名称を記載しなければならないものとして厚生労働大臣の指定する医薬部外品及び化粧品の成分（平成１２年厚生省告示第３３２号）」の一部改正が別添のとおり告示され、同日適用されることとなったので、下記について御了知の上、関係方面に周知徹底方よろしくお取り計らい願いたい。

記

今回の改正は、新医薬部外品成分であるジフェチアロール及びメトフルトリンを含有する品目の承認に当たり、薬事法の規定に基づき、当該成分について、名称を記載しなければならない医薬部外品の成分として指定するものであること。

（別添）

○厚生労働省告示第四号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第五十九条第六号の規定に基づき、薬事法第五十九条第六号及び第六十一条第四号の規定に基づき名称を記載しなければならないものとして厚生労働大臣の指定する医薬部外品及び化粧品の成分（平成十二年厚生省告示第三百三十二号）の一部を次のように改正する。

平成十七年一月十九日

厚生労働大臣　尾辻　秀久

医薬部外品の成分の部人体に直接使用されないものの項中第四十号を第四十二号とし、第三十六号から第三十九号までを二号ずつ繰り下げ、第三十五号を第三十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十七　メトフルトリン

医薬部外品の成分の部人体に直接使用されないものの項中第三十四号を第三十五号とし、第十二号から第三十三号までを一号ずつ繰り下げ、第十一号の次に次の一号を加える。

十二　ジフェチアロール